

令和5年度
定例監査結果報告書

常陸大宮市監査委員

第1 監査の概要

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項、常陸大宮市監査委員条例第3条

2 監査の種類

財務監査（常陸大宮市監査基準第4条第1項の1）

3 監査の対象範囲

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る事務事業

4 監査の対象部署

- (1) 産業観光部・・・農林振興課、商工観光課
- (2) 建設部・・・都市計画課、駅周辺整備推進課、土木建設課
- (3) 上下水道部・・・総務経営課、施設管理課
- (4) 農業委員会

5 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

6 監査の主な実施内容

監査対象部署から提出のあった調書及び書類を予備監査により検証し、関係職員から内容聴取を行うとともに、備品（貯蔵品）及び金券等を実査した。また、過去の監査結果等に基づく改善状況などを点検した。

7 監査日時及び実施場所並びに監査担当者

日時：令和5年10月25日（水）

場所：常陸大宮市役所、常陸大宮市水道管理事務所

担当者：監査委員 3名

第2 監査の結果

財務に関する事務はおおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善又は検討を要する事項等が見られたので、今後さらに適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

1 共通事項

(1) 公用車の適正な運行管理について

公用車の運行管理簿等を確認したところ、運行の記録漏れ、長期間まとめて一括記入の事例が散見されるほか、酒気帯びの確認欄が未記録又は運転者自身が検査者となっているなど、内部のチェック体制が機能していない実態が認められる。

改正道路交通法施行規則の施行に伴い、運転者酒気帯び有無は、令和5年12月からアルコール検知器による確認及び記録が義務付けられ、本市においても各フロア単位、出先機関等の庁舎単位で検知機器が設置された。

公用車は公務を機動的に遂行するため欠かせない移動運搬手段であるが、その運行は職員一人一人の意識が何より重要となることから、法令遵守に向けて職員へ制度啓発を行うとともに、不慮の事故時など、求められた場合に法令遵守の事実を速やかに関係機関へ提示できるよう、運行記録簿を適正に記録されたい。

(2) 備品等の適切な管理について

市が保有する備品は、新規購入又は廃棄若しくは所管替の際に備品管理システムにて処理されているが、管理台帳記載の在庫備品の数量相違、所管替後の未処理による部署相違などの事例が見られた。金額の大小を問わず保有する貴重な公有財産であることを認識し、それぞれの所管課において登録内容を定期的に確認するなど、適切な財産管理に努められたい。

2 個別監査結果

部署別の監査結果は次のとおりである。

部 署 名	産業観光部 農林振興課
<p>(1) 庁用自動車運行日誌の記載不備について 長期間にわたって記録処理が漏れているもの、酒気帯びの有無について確認者不明となっているものがあるため、適切に処理されたい。</p> <p>(2) 林業苗木運搬用ドローンの有効活用について 森林環境譲与税を活用し林業用ドローンを購入しているが、苗木運搬用のため貸出可能事業者は市内4社に限られ、令和4年度の貸出実績は年1回と少ない状況である。また、操作等を目的とした資格取得について約70万円の費用を支出しているが、2年の更新制であり、人事異動等による定期的な再取得コストも懸念される。 当該ドローンは用途及び貸出先が限定されていることから、市内林業事業者と連携し有効活用に努められたい。</p>	

部 署 名	産業観光部 商工観光課
<p>(1) 庁用自動車運行日誌の記載不備について 酒気帯びの有無について確認者不明となっているものがあるため、適切に処理されたい。</p> <p>(2) 備品等の管理について 部署の特性上、道の駅や温泉管理施設をはじめ多くの指定管理委託施設内の備品を保有しているため、最低でも指定管理委託期間中1回は定期的に点検されたい。</p>	

部 署 名	建設部 都市計画課
<p>(1) 庁用自動車運行日誌の記載不備について 長期間にわたって記録処理が漏れているもの、酒気帯びの有無について確認者不明となっているものがあるため、適切に処理されたい。</p> <p>(2) 備品等の管理について 機構改革に伴う移動の処理や廃棄された物品が台帳に掲載されたままとなっているものが見受けられることから、精査し修正するとともに、定期的に点検されたい。</p>	

部 署 名	建設部 駅周辺整備推進課
<p>(1) 庁用自動車運行日誌の記載不備について 長期間にわたって記録処理が漏れているもの、酒気帯びの有無について確認者不明となっているものがあるため、適切に処理されたい。</p>	

部 署 名	建設部 土木建設課
<p>(1) 庁用自動車運行日誌の記載不備について 長期間にわたって記録処理が漏れているもの、酒気帯びの有無について確認者不明となっているものがあるため、適切に処理されたい。</p> <p>(2) 備品等の管理について 台帳記載漏れ及び保管場所の相違がみられることから、精査し修正するとともに、定期的に点検されたい。</p> <p>(3) 文書保存・管理について ファイル基準表が作成されていない又は収納場所が記載されておらず保管状況が確認ができないものが見受けられることから、円滑な事務執行のため適切に処理されたい。</p>	

部 署 名	上下水道部 総務経営課
<p>(1) 庁用自動車運行日誌の記載不備について 長期間にわたって記録処理が漏れているもの、酒気帯びの有無について確認者不明となっているものがあるため、適切に処理されたい。</p>	

部 署 名	上下水道部 施設管理課
<p>(1) 庁用自動車運行日誌の記載不備について 長期間にわたって記録処理が漏れているもの、酒気帯びの有無について確認者不明となっているものがあるため、適切に処理されたい。</p> <p>(2) 備品等の管理について 携帯電話等の一部備品について台帳の登録数と実物保有数に相違が見られるため、精査し適切に台帳を整備するとともに、定期的に点検されたい。</p>	

部 署 名	農業委員会事務局
<p>(1) 庁用自動車運行日誌の記載不備について 長期間にわたって記録処理が漏れているもの、酒気帯びの有無について確認者不明となっているものがあるため、適切に処理されたい。</p>	